

基本目標

2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断的努力によつて、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者などに対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性同一性障害を有する人等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

広島市では、平成 14 年(2002 年)に「広島市人権教育・啓発推進指針」を策定し、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

また、男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

広島市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

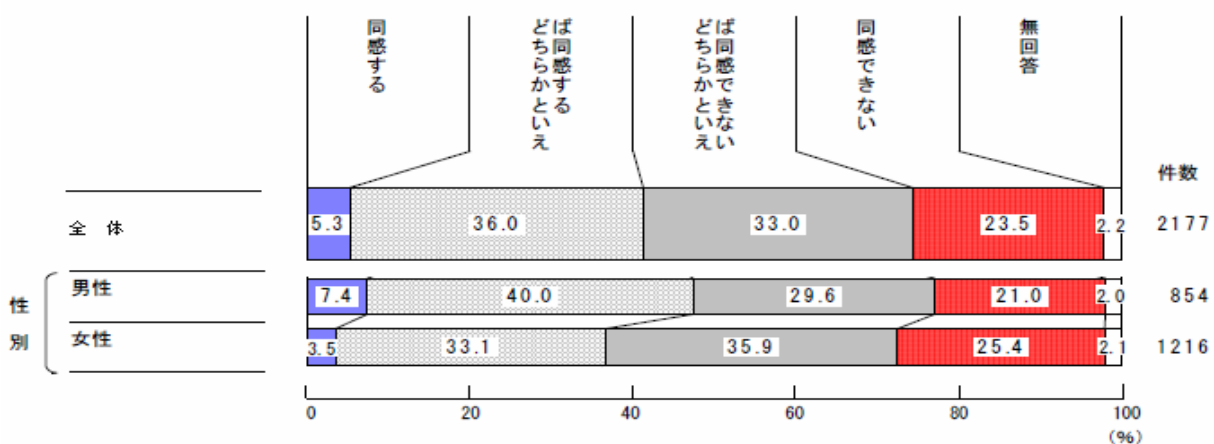
広島市が行った市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と回答した人の割合は、平成 12 年度(2000 年度)の調査では、女性が 60.6%、男性が 48.0%でしたが、平成 21 年度(2009 年度)には、女性が 61.3%、男性が 50.6%となっています。約 10 年の間に、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに少しずつ増えていますが、依然として約半数の人はこれを肯定しており、男女の固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。

この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にある固定的性別役割分担意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

また、メディアが人々に与える影響は極めて大きく、女性の性的側面のみを強調したり、女性を暴力行為の対象としてとらえたメディアにおける表現は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害します。メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取組を促すとともに、受信する側もメディアからの情報を主体的に選択し読み解く能力を持つ必要があります。

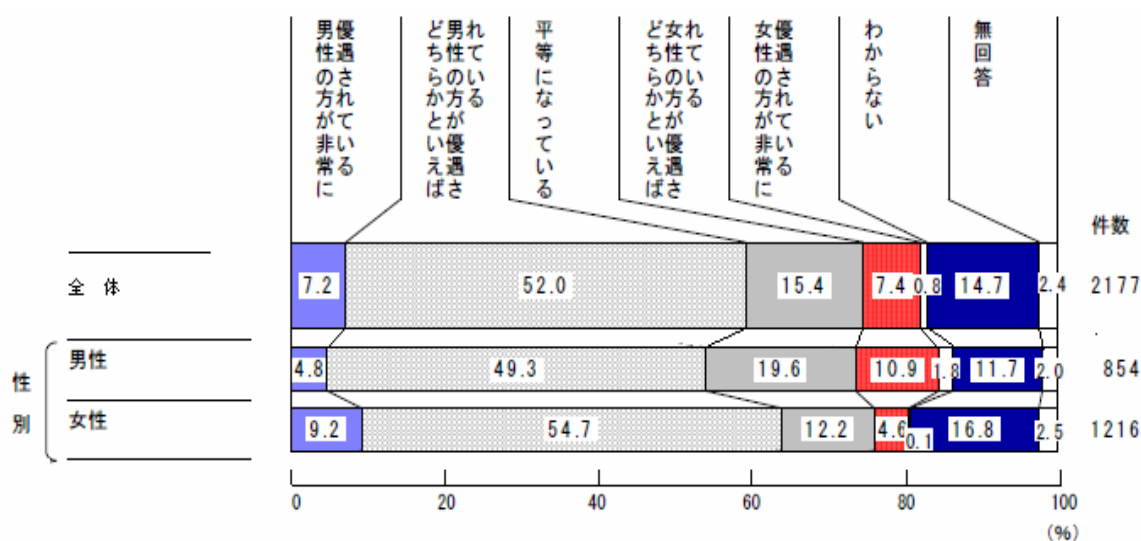
《性別に基づく固定的性別役割分担意識》

－「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について－



「平成 22 年行政評価制度市民意識実態調査」

《社会全体での男女の地位の平等感》



「平成 22 年行政評価制度市民意識実態調査」

基本施策

1 人権教育・生涯学習の充実

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習を充実します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上に取り組みます。

また、障害者であること、外国人市民であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人や、同性愛などの性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などを有する人に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。このため、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 人権啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援 [市民局]
- ⑧ 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

ア 男女共同参画に関する学習機会の充実

女性の生涯にわたる学習の支援をはじめ、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業 [市民局]

- 男女共同参画理解・実践事業 [市民局]

(新) 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 法識字向上のための学習機会などの提供

男女平等に関わる法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応についての正しい知識を得る法識字（リーガル・リテラシー）向上のための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画理解・実践事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- (新) 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 学習支援のための情報提供や相談の実施

男女共同参画に関する市民の主体的な学習を支援するための情報提供や相談を実施します。

※ 具体的取組

(新) 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

エ 学習・啓発活動の担い手となる人材の養成等

社会教育関係者への男女共同参画についての研修・啓発を充実するとともに、男女共同参画に関する市民の学習の支援や啓発活動を推進する担い手となる人材を養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成 [市民局]
- (新) 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策

2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、男女共同参画情報・啓発誌を発行するとともに、市の広報紙やホームページなどを活用し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行 [市民局]
- 男女共同参画週間事業 [市民局]
- 人権啓発事業【再掲】 [市民局]
- 市の広報紙、ホームページ、広報番組、デジタルサイネージ等の活用 [企画総務局、各所管局]
- メールマガジンの発行 [企画総務局、各所管局]
- (新) 男女共同参画拠点施設における情報提供の充実【再掲】 [市民局]

イ 表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 広報ガイドラインの普及・啓発 [市民局]
- 広報担当職員研修 [企画総務局、市民局]

メディアにおける人権尊重を促進するため、メディア・リテラシー（市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援と、メディア関係者の自主的な取組が進むよう実効性のある対策を推進します。

(1) メディア・リテラシーの向上のための支援

ア 広報・啓発の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を助長したり、女性や子どもを性的又は暴力行為の対象としてとらえたメディアの表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するという考えに基づき、メディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画拠点施設における調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

イ 学習機会や情報の提供

市民がメディア・リテラシーを向上させるとともに、ICTを適切に活用する能力を身に付けるための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 公民館等におけるパソコン活用支援 [市民局]
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(2) メディアに対する人権尊重のための働きかけ

ア メディア関係者への男女共同参画の視点からの取組の働きかけ

メディア関係者の自主的な取組を促進するため、男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、メディア関係者と定期的に協議する場の検討など、メディアにおける男女の人権尊重を促進するための働きかけを行います。

また、事業者に対して、子どもの健全育成のため、有害図書類へ子どもが接しないような配慮を要請します。

※ 具体的取組

- 市民団体・グループからの意見聴取 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- メディア関係者との協議の場の検討 [市民局]
- 有害図書類に関するコンビニエンスストアや書店、ビデオ店などへの協力要請 [教育委員会]

新

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	76 （平成 21 年度）	84 （平成 32 年度）
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	%	女性 12.2 男性 19.6 （平成 21 年度）	女性 50 男性 50 （平成 32 年度）
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 61.3 男性 50.6 （平成 21 年度）	女性 80 男性 80 （平成 32 年度）